

<中核的労働要求事項に関する方針声明>

■児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童に労働をさせません。また、18歳未満の若年従業員を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させません。

■強制労働の禁止

強制あるいは意思に反しての就労はさせません。従業員の離職や雇用を自ら終了する権利を尊重します。

労働の健全性を確保し、事業活動を行う地域の適用法令に常に準拠して従業員の労働時間・休日を適切に管理します。

■雇用及び職業による差別の撤廃

賃金、昇進、報酬、採用において、人種、年齢、性別、価値観などを理由とした一切の差別を行いません。

職場においては、一人ひとりの仕事の成果に応じた適正な処遇を行い、個々の能力が最大限に発揮されるように努めます。

また、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどを含むいかなるハラスメントを一切許容せず、健康で安全な職場環境の形成に努めます。

■結社の自由と団体交渉権の尊重

労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての結社の自由及び団体交渉権を尊重します。

令和4年9月1日
島津印刷株式会社
代表取締役社長 島津延明